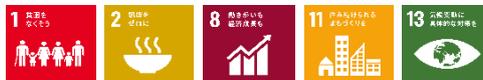


令和8年度

郡山市農地等利用最適化推進施策に
関する意見書

郡山市農業委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化による担い手不足、遊休農地の山林化など地域の農業基盤が脅かされております。

また、世界的な人口増加、食糧情勢の変化に伴う国内の食料安全保障上のリスクの高まりや、米をはじめとした農産物の価格変動、燃油や生産資材の価格高騰、気候変動などが農業生産分野に多様な影響を及ぼし、農業・農村の継続・発展において、多くの課題に直面しております。

そのような中、国においては、昨年、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、今年4月には改正法に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。基本計画は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるための様々な目標が示されております。

本市農業委員会では、主たる任務である「農地利用の最適化」をさらに加速し、農業委員会組織の「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る」運動を通じ、食料の安定供給のため持続的に保全すべき農地の維持及び担い手による農地の有効利用が図れるよう活動してまいります。

本市農業者の代表機関として、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業・農村の課題等について各地域の意見をまとめましたので、令和8年度の施策の立案や予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を提出します。

令和7（2025）年9月2日

郡山市長 椎根 健雄 様

郡山市農業委員会
会長 佐久間 俊一

1 農地利用の集積・集約化対策

農業の生産性向上と競争力強化を図るため、地域計画の目標実現に向け、農地利用の集積・集約化を推進するため、以下の取組みを提言します。

- (1) より実効性の高い地域計画の実現に向け、担い手農業者や農地所有者等の意向を把握し、営農の方向性を地域で共有するための話し合いの場を継続的に設定、支援するとともに、積極的にPRすること
- (2) 効率的な作業が困難なほ場については、受け手がいないことから、基盤整備を積極的に推進し、早期の事業実現について、国・県へ働きかけること
- (3) 基盤整備事業の推進については、地域計画の早期実現を図るため、農業者負担の少ない補助事業（農地中間管理機構関連農地整備事業等）の要件緩和について国へ働きかけること
- (4) 農地利用の集積・集約を進めるための機構集積協力金については、経営転換協力金の再事業化も含め、予算の確保について国に働きかけること

2 遊休農地の発生防止・解消対策

担い手の高齢化による離農や、非農家への相続等が増えていることにより、耕作条件の悪い農地を中心に、遊休農地発生が増加が懸念されることから、発生防止・解消のため、以下の取組みを提言します。

- (1) 高齢化等による離農者からの遊休農地の発生を防止するため、市及び関連団体等が連携して、経営継承をサポートする体制を構築すること
- (2) 遊休農地解消対策として、活用しやすい本市独自の事業を検討すること
- (3) 遊休農地の発生防止のため、日本型直接支払制度の推進及び地域の活動支援に努めること
- (4) 基盤整備未実施農地など耕作条件不利地については、基盤整備事業の推進をすること

3 担い手の育成・支援対策

担い手の高齢化が進行する中で、将来にわたり地域農業を持続的に発展させていくには、意欲ある新たな担い手の育成・確保が喫緊の課題であることから、以下の取組みを提言します。

- (1) 地域計画に位置づけられた担い手が、将来にわたり安定的な農業経営が営めるよう総合的な支援を講ずること

- (2) 本市農業の魅力や就農に係る各種支援策等の情報発信を強化すること
- (3) 離農者が所有する農地や農業用施設等の有効活用に向けた支援を検討すること
- (4) 定年帰農者や親元就農者などの事業継承に対する支援を拡充すること
- (5) 農繁期における農作業の人材が不足していることから、農作業サポート組織の支援強化や農作業マッチング制度等について検討すること

4 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、以下の事項について、要望・意見を含め提言します。

- (1) 農畜産物の価格について、農業者が再生産可能となるよう、所得確保できる仕組みを講じるよう国に働きかけること
- (2) 燃油・農業用資材等の価格高騰対策については、関係機関や農業者団体が連携し、引続き資材への助成について国・県へ継続して要望すること
- (3) 鳥獣被害対策については、効果的な資材の導入や有害鳥獣捕獲活動者への支援強化に努めること。
- (4) 新規就農者の研修（こおりやま園芸カレッジ）生受入れの拡充及び施設の有効活用のため、関係機関や民間との連携も含め、園芸振興センターの人材の拡充を検討すること
- (5) 農作業移動時の運転手の安全性の確保と農作物の生産性・品質性の向上を図るため、中山間地域等における未舗装農道の整備を行うための予算を十分に確保し、必要に応じ農道の舗装を促進すること
- (6) 気候変動に対応した栽培技術指導や品種の導入及び設備の改修や燃料費の補助等に係る支援策を検討すること
- (7) 農商工連携による新たな施策の方向性を示し、6次化事業を始めとした各種事業の推進及び情報発信の強化に努めること